

平成25年第2回土別市議会定例会会議録（第3号）

平成25年6月19日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時12分散会

---

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

---

出席議員（19名）

副議長	1番	岡崎治夫君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	菅原清一郎君
	13番	井上久嗣君	14番	岡田久俊君
	15番	田宮正秋君	16番	遠山昭二君
	17番	山居忠彰君	18番	斉藤昇君
議長	19番	神田壽昭君		

---

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	大崎良夫君
保健福祉部長	池田文紀君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	小山内弘司君	朝日総合支所長	佐々木勲君

---

市立病院 事務局長	三好信之君
--------------	-------

---

教育委員 会長 尾崎 学 君 教育委員 会長 安川 登志男 君

教育委員 会長 古川 靖弘 君  
生涯学習部

---

農業委員 会長 松川 英一 君 農業委員 会長 秋山 照雄 君  
農務局

---

監査委員 三原 紘隆 君 監査委員 局長 石川 誠 君  
農務局

---

事務局出席者

議会議務局長 石川 敏 君 議会議務局長 浅利 知充 君

議会議務局幹 岡崎 忠幸 君 議会議務局幹 御代田 知香 君  
議会議務局主任主事

議会議務局主任主事 檜木 孝士 君

(午前10時00分開議)

○議長（神田壽昭君） ただいまの出席議員は全員であります。  
これより本日の会議を開きます。

---

○議長（神田壽昭君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（神田壽昭君） ここで、副議長と交代いたします。

---

○副議長（岡崎治夫君） 議長を交代いたしました。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

12番 菅原清一郎議員。

○12番（菅原清一郎君）（登壇） おはようございます。

定例会に当たり、通告に従いまして、一問一答での質問をさせていただきます。

最初の質問は、今年度の新規事業でありますユジノ・サハリンスク道北物産展の内容についてであります。

初めてのこの種の事業だと思うのでありますが、このような事業の主催者や事業の目的や狙い、本市の参加者の展示物やそれぞれの内容と効果のほどはいかななものになるのか。この事業の全般にわたっての内容をお知らせください。

行政側の主導で企画立案されている事業であるようではありますが、この事業を進めていくためには、主となる団体として商工会議所や商工会があると思うのでありますが、両団体との連携はどのような方法で考えているのかもあわせてお聞かせください。

そして、この事業が単年度の開催で終わることなくやってほしいのでありますが、出展品目等の継続的な出展に対する本市の応援態勢と次年度以降の動向もお聞かせいただきたいと思うのであります。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

菅原議員の御質問にお答えいたします。

サハリン州はロシアでも我が国に最も近い地域で、従前から北海道との交流が盛んであり、その州都でありますユジノ・サハリンスク市は、人口18万9,000人で州内最大の都市で、石油や天然ガスなど豊富な地下資源を生かしたサハリンプロジェクトが推進されており、ロシア国内でも経済活動が活発な都市であります。

昨年10月、ユジノ・サハリンスク市と友好都市を締結している旭川市より、本年度において、

本市を初め、留萌市、稚内市、紋別市、名寄市の道北6市が連携し、道北地域とサハリンとの人・物の交流拡大と地域間交流の推進などを共通目的に、道北物産展の開催を打診されたところでもあります。

その後、12月には、道北6市の各市長とユジノ・サハリンスク市長とにおいて、両地域の結びつきを深めていくため、この秋にユジノ・サハリンスク市で開催する道北物産展の協力覚書が取り交わされ、本格的な準備作業に入りました。先月5月9日には、自治体、商工経済団体、観光協会などで構成される実行委員会が設立され、現在までに2回の作業部会が開催されており、事業計画書の内容や6市が持ち込む出品品目の調査や、ロシア向けに輸出する場合には、輸入通関時に品質と安全性がロシア国家標準規格（ゴストアール）の適合証明が求められるため、こうした手続、手順について打ち合わせを行っているところでもあります。

また、本市におきましても、商工会議所、商工会、観光協会など市内関係機関により、物産展の参加に向け、北洋銀行、北海道銀行様の御協力をいただき、生活習慣や文化等、共通理解を深めるためのビジネスセミナーや勉強会を開催し、本事業の成功を目指し、準備に取り組んでいるところでもあります。

現時点での事業計画といたしましては、道北物産展は9月7日、8日の2日間の開催予定で、道北地域の地場産品、特に食品の販売及び試食会、そのほかに観光プロモーションやキャンペーンの実施、各種アトラクション等を開催する予定であり、まずは道北6市が共通の目的とした人・物の交流を基本に、経済交流の旗上げとニーズ調査、更に、流通システム等も検討することとしております。

また、本市からの参加につきましては、市のほかに農、商、工、観光等の関係者を予定しておりますが、士別商工会議所、朝日商工会については、士別観光協会とともに本事業の実行委員会の構成メンバーとして参画いただいております。当該物産展の成功に向けて御協力をいただくこととなっているところでもあります。

なお、次年度以降の継続参加につきましては、事務局の旭川市においては3年程度継続する意向であります。本市においては、本市特産品の流通の可能性について十分検証した上で判断してまいりたいと考えております。

次に、本市からの出展品目についてであります。農産物を初め羊毛製品、農産加工品、砂糖関連商品など本市の特産品を出品予定しておりますが、先ほど申し上げましたロシア国家標準規格（ゴストアール）の適合証明取得等には相応の費用がかかりますことから、各市の出品数についても制限を設ける予定となっております。また、肉などの持ち込みは厳しく制限されていると聞いておりますので、今後、相手側や各市と十分調査の上選定していく考えであります。

本事業の目指す効果といたしましては、道北地域の物産品が安定的に流通できるよう、道北6市で調査研究を進め、経済交流による地域経済の活性化とサハリンからの観光客の誘致に努め、人・物の交流が活発化することに期待するものであり、今後、関係市との緊密な連携を図

りながら参加準備を進めてまいる考えであります。

以上申し上げます、答弁いたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 菅原議員。

○12番（菅原清一郎君）（登壇） 2問目の質問は、朝日町地域の問題点とその対策についてであります。

携帯電話の不感地帯の解消は逐次進んでいるのでありますが、全てを克服するには至っておりませんが、今日の文明の発達を見るときに、やはり100%を目指すのは仕方がないことであるとも思います。特に現在の市内での携帯電話の不感地域は、どこの地域で何戸の住宅があるのでしょうか。ほかの地域もさることながら、朝日町地域の不感地帯の解消にはどんな努力がされているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思うのであります。

朝日町地域では、この1年間で天塩岳でのスノーモービルでの遭難事故による死亡事故の発生や、夏期間においては山菜とり遭難事故の発生や、皆さんも御承知のとおり、交通事故発生時の連絡網の不備とおくれへの対応については、全ての連絡、報告の解決には携帯電話の不感対策が急務であるのであります。春からの事故は、いずれも携帯電話や無線機の不感によって一切の緊急連絡ができないことも大きな理由であります。

現在、朝日地域では、岩尾内湖の展望台周辺への携帯電話のアンテナの設置が数年前に実施されたことによって、岩尾内湖水まつりの会場が圏内に入り、大変有意義に利用されておりますが、いまだに朝日と滝上との境界地域は、夏の交通事故多発地帯や冬期間の豪雪、吹雪による交通どめや、ほかには山菜とりによる行方不明地域でもあり、上紋峠付近への携帯アンテナの設置によって、携帯電話等の利用による連絡可能地域になることで緊急時の問題解決になるのであります。

1基のアンテナ設置に要する経費が多額になることは承知しておりますが、ぜひとも安全の確保のためにも強く要請したいのであります、いかがでしょうか。

次には、朝日、曙第三団地についてであります。

この団地は、平成12年に木造平屋づくりの4棟8戸で建築された、当時では北方圏に適した建物ということで、約1戸当たりの建築費が2,000万円、総額で約1億7,000万円を投じられた近代的な公営住宅でありました。

しかしながら、築後すぐに問題点が発生しまして、その1つは、電気暖房であり、1台の器具では寒過ぎて、利用者への負担が大になるものの暖房器具の増設をしまして、もう1点は、天井がない建物でありますから、冬期間には結露が発生して、家具などは壁から離して置いている状況で、新設時より入居者には不満の多い住宅でありました。

その結露の発生を抑えるための方策として、天井をつけることによって電気代の節約と結露を防ぐことが可能ではないかとの入居者との意見交換で出た結論でありました。結露によって、長年の期間、居住者を悩ませていたのでありますが、昨年度の当初予算には計上されてはなかったのですが、その対策として、天井がなかった団地内に天井の設置をしたことによって、

暖房費の大幅な削減とあわせて結露の発生も相当に抑えられたのではないのでしょうか。

昨年度の対策の効果と本年度以降の結露対策と暖房費の削減対策についての報告がなかったし、新規の対策も講じられていないのでありますが、どんな理由なのかお聞かせいただきたいと思うのであります。

次には、南朝日から登和里地区への林道が当時約4億円の予算で完了しているのでありますが、春の融雪時に除雪することによって、4月29日に発生した死亡事故時には車両が迂回せずに利用可能なことから、林道登和里ペンケ線の春の一定した時期に除雪による道路の確保をすべきだと思うのでありますが、いかがでしょうか。

次には、道道士別滝上線の朝日町入り口周辺と朝日中学校の2カ所にスピード電光警告板が設置されたのが平成8年であり、狭い道道を通行する車両に対する警告板が不適正な発光状況にあり、その機能を果たしておらず、一向に修繕する状況も聞かされていないことから、事故多発状態である今日の朝日地域の交通安全対策の意味からも一日も早くに速やかに対策を講じてほしいのでありますが、どんな考え方かお聞かせいただきたいと思うのであります。

そして最後に、市民の森への遊歩道整備についてであります。

私は一定程度の整備をするべきだと思うのですが、その考え方をお聞かせください。朝日三望台ジャンプ場から旧糸魚小学校のあった方向への山の尾根沿いに、2メートルから4、5メートル程度の幅員で遊歩道が整備されているのでありますが、近年の状況はどういう状態になっているのかお聞かせいただきたいと思うのであります。

終点の山頂付近にはあずまやがあり、市街地を一望できる場所でもあります。あの地域は貴重な天然林の宝庫でもあり、いたずらに歩道整備をする必要はないのでありますが、現在利用されている歩道だけは、しっかり刈り入れ等の整備をし環境を整えるべきだと思うことからの質問であります。その考え方をお聞かせいただきたいと思うのであります。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、朝日町地域の問題点と対策についてのうち、携帯電話不感地域の解消についてお答えします。

現在、本市においては、上士別地区、温根別地区、朝日地区の3地域の一部20戸が、不感地域のため携帯電話が使用できない状況にあります。このうち朝日地区については、茂志利、三栄、南朝日地区の一部11戸が該当となっているところです。

そこで、不感地域解消の取り組みの経過についてであります。平成22年度に臨時交付金事業を活用し、9,732万円の事業費で実施した携帯電話不感地域解消事業により、基地局と拠点施設を結ぶ伝送路を光ケーブルで整備したことで、朝日の岩尾内、登和里、北一線地区において19戸、上士別大和地区18戸の計37戸の解消を図ってまいりました。

また、本年1月には、ドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話を用いて市内の不感地域の実態調査を行い、その結果をもとに、本年2月、エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道旭川支店長に対し不感地域解消の要請を行ったところです。

特に朝日地区に関しては、一部不感地域となっている主要道道士別滝上線、下川愛別線等の自動車やバイクの通行状況、更には、年間2,500人が訪れる天塩岳の登山者の状況等を説明する中、交通事故や遭難等の非常時の緊急連絡手段として、携帯電話の不感地域解消の必要性を訴えてきたところです。

こうした通信事業者に対する要請は、平成19年10月、21年9月に続いて三度目となりますが、山間部などの不感地域の解消は、エリアの設定も含めて通信事業者が行うことになっており、鉄塔施設や有線伝送路の整備に係る費用の一部については総務省の事業による支援があるものの、採算性の問題からエリアの拡大は極めて難しいとの回答があったところです。

現在、天塩岳登山者に対する携帯電話使用可能エリアについては、市ホームページを初め、天塩岳ヒュッテ及び和が舎に地図を配置するなど周知を図っているところですが、道路通行車両に対する当面の対応策として、不感地域となる地点に区間の延長等を知らせる案内看板の設置について、道路管理者である旭川建設管理部と協議を行っているところです。

現在の携帯電話は、超小型パソコンと言われるほど多種多様な機能を備えており、単なる通信手段のみならず、気象情報を初め、防災に関するエリアメール等、住民の安全・安心のための情報手段として活用されているところではありますが、菅原議員のお話にあった上紋峠など山間部の地理的条件下にある不感地域の整備は、費用対効果の面もあり難しい状況になっています。今後においては、まずは市民が居住する地域の対策を最優先に、国及び通信事業者に対し要請してまいりたいと考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 佐々木朝日総合支所長。

○朝日総合支所長（佐々木 勲君）（登壇） 私から、曙第三団地の結露対策について、林道登和里ペンケ線の除雪開設について、道道のスピード電光警告板について並びに市民の森への遊歩道整備についてお答えいたします。

初めに、曙第三団地の結露対策についてであります。

この団地は、平成12年度に建設し、木造平屋建て4棟8戸の団地で、中央に共同通路を設けているため屋根が長く、近年は冬期間の積雪や凍結時に、室内への結露、すが漏りが発生したことから各種対策を講じてきたところでもあります。昨年11月には、このうち1戸で試験的に住宅の居間の吹き抜けを一部改修し、温かい空気が屋根に直接触れないよう断熱材を敷きならした天井を設けたところでもあります。

そこで、今年4月の雪解け後に入居者から冬期の状況を確認したところ、天上と屋根に空間を設けたことにより、結露によるすが漏りも解消され、居間の空間も狭くなったこともあり、オール電化の暖房機の利用も減り、電気代が厳寒期である昨年1月の2万2,000円と比較すると約5,000円、23%の電気代が節約されたとの報告もいただいたところでもあります。

今年度の予算編成の段階においては、この状況を検証中であったため予算計上を見送ったところですが、今後におきましては、屋根の表面状況も再度点検するとともに、残りの7戸につ

いても、入居者と施工時期の協議も行いながら、補正予算での対応も含め、同様の改修を計画してまいりたいと存じます。

次に、林道登和里ペンケ線における春の除雪による道路の確保についてであります。

この道路は、農林水産省の所管による起債事業により、登和里地区と南朝日、三栄地区を結ぶふるさと林道として、平成11年度から平成16年度にかけ総延長4,743メートルの舗装道路を新設整備し、平成17年5月より供用開始いたしました。

この林道の完成により両地区の距離は従来の2分の1に短縮されましたが、整備計画段階において、林道事業の設計指針に基づき整備され、冬期間は閉鎖することとし、高低差117メートルとなり、許容とされる道路の最大縦断勾配12%の箇所が3カ所、約500メートルあり、なおかつ幅員も4メートルと狭く、交差場所も数箇所設けている状況にあります。

一方、一般道の道路設計要領では、積雪寒冷地では縦断勾配を6%以内とすべきと定められていますが、この林道は傾斜が2倍の箇所もあり、冬期間の車両通行は困難な道路となっております。

そこで、春には除雪して道路を確保すべきとのお話がございましたが、冬期間など積雪の多い時期は、除雪機械でさえも急勾配のため除雪作業が困難なため、融雪が進んだ春に道路を遮断している一部の雪を除雪し、路面が凍結していないことを確認した後に通行どめを解除しているところであります。

例年ですと、5月連休明けに道路状況を確認し、倒木処理等を行いながら開通させておりますが、ここ数年は、のり面や道路の補修が必要な箇所もあり、これらの補修後に開通している状況にあります。

今年は融雪が大きくおくれましたが、その年の春先の気象状況等を踏まえ、早期開通に努めてまいりたく、御理解を賜りたいと存じます。

次に、道道士別滝上線、朝日市街地入り口のスピード電光警告板についてであります。

この施設は、平成8年に市街地入り口の東西2カ所に、ドライバーにスピードダウンを喚起するために設置したものであり、市街地へ進入する車両が制限速度40キロを超過して走行した際に、その速度を感知し、車道上部にスピード落とせの文字が電光板に表示される装置となっております。

この装置は設置後17年を経過しているため、近年においては電光表示板の明るさが低下し、特に日中では表示された文字が十分読み取れない状況となっております。こうしたことから、交通安全協会朝日支部とも御相談の上、更新費用が多額でもありましたことから撤去についても検討したところであります。

しかしながら、朝日市街地を縦断し、交通量も多い箇所であり、更には、今年に入り、町内においては2件の大変痛ましい交通事故が発生しておりますことから、今後とも注意喚起することが必要と考えているところであります。つきましては、関係機関・団体等と協議の上、交通安全への啓発方法について十分調査検討の上、交通安全対策を講じることとし、交通事故の

防止に努めてまいりたいと存じます。

次に、市民の森遊歩道の整備についてであります。

市民の森は、市民が余暇の活用を通じて森林と親しみ、触れ合うことにより、森林の機能や役割について理解を深めていただくため、三望台シャンツェから朝日スキー場までの国有林58ヘクタールを平成7年度に購入し、平成8年度に散策路2.9キロメートルを整備したものであります。設置当初より、既存のあずまやや朝日ヶ丘公園の花見桜に続く散策路として市民に親しまれ、21年度には散策路全体の案内看板やコース案内板を設置し、23年度からは、郷土資料室のボランティアサークル知恵の蔵運営委員会が、6月中旬から7月末まで市民の森自然野外展として野鳥や野草の写真展示や樹木への名札を取りつけることにより、訪れた方に自然豊かな森への理解を深めていただく活動を行っていただいております。昨年は約200名の参加があったとお聞きしております。更には、毎年実施される町民ハイキングを初め、多くの市民が自由に散策し、恵まれた自然を楽しんでいただいているところであります。

そこで、歩道の整備状況についてであります。遊歩道につきましては、シルバー人材センターに委託し、夏季2回の草刈りを行い、遊歩道の補修や倒木の処理についても必要に応じ市で対応しており、散策に支障がないよう環境整備を行っているところであり、今後とも適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

この市民の森は、そのほとんどが天然林であり、樹種も多く、コノハズク、エゾフクロウ、キビタキ等の野鳥や野草も豊富であり、また、希少種のヒメギフチョウを初めとする昆虫類も多数生息する自然豊かな森でありますことから、児童生徒の野外観察活動など、今後においても手つかずの自然をそのままに維持し、市民に開放してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 菅原議員。

○12番（菅原清一郎君） 1点の再質問と要望をしたいと思います。

携帯電話の不感地域の解消については、鋭意努力され、全市的には20戸になったんだということに対しては行政側に対しても敬意を表するところであります。しかしながら、先ほどの質問にもお話ししたとおり、やはり、全市民、全戸がですね、これは目標にするのは当然でありますので、ぜひ100%の、不感地域をなくすための努力をしてほしいと思います。特に朝日地域が50%以上あるということもありますので、ぜひともいろいろな方法を講じていただきたいのであります。

ただ、先ほどもお話ししたとおりですね、やはり上紋峠付近に、昔から1基アンテナが立つことによって、あの地域、あるいはまた網走管内になりますが、その地域も非常に連絡網が途絶えて、滝上町の間が非常に長い区間が不感地域になっているということもあって、しかも、その地域が非常に山菜の宝庫である。あるいはまたレクリエーションの場所として非常に交通量も多い。そしてまた、今年もバイクの事故が、スノーシェルターの中で3回事故があるということもあって、そういう連絡網が非常にとれないということから大きな重大事故につ

ながる可能性もあるわけでありますので、先ほどの答弁によりますと、総務省の事業による支援があるものの採算性という答えがあったわけでありますが、ぜひその辺を鋭意努力していただいて、そういう幹線については、そういう峠の対策を何らかの方法で講じてほしいなと思うわけでありますが、そのことに対してのお答えを再度お願いすると、スピード電光警告板については、先ほどいろいろ、十分これから検討して交通安全啓蒙に対策を講じていくということではありますが、現在ある電光掲示板、例えば直してあれを正常な状態に使えるということは、要するに地域の住民が安心して道路を、狭い道路であるが、あれを使うためには何らかの方法、今あるものを適正に動くようにしてほしいわけですね。

それで、町内の人は、あそこに掲示板があるからスピードダウンはおのずとされるわけですが、やはり町外からの人も朝夕非常なスピードで、本当にあの市街地の中を80キロぐらいのスピードで走っている車が非常に多いわけであります。

そういう状況から見ると、もう少し突っ込んだ答えがあってもよかったのかなというふうに思いますが、その件については強く要請しておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○副議長（岡崎治夫君） 鈴木部長。

○総務部長（鈴木久典君） 菅原議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。

携帯電話の普及については、今現在、人口のカバー率でいきますと98%ぐらいにまで上がってきているということでお聞きをしています。もちろんこれは100%を目指して整備を進めていくということになるかと思いますが、特に、お話にあったように防災の関係ですとか事故の関係ですとか、そういった面でいきますと、山間部、あるいは海岸線、この辺の整備が今まだおこなわれている状況にはあります。

総合通信局のほうとの話の中では、今まで居住する地域の整備ということで進めてきたけれども、98%という段階になって、今後においては、そういった山間部、あるいは海岸線の整備ということについても、そういった制度をつくっていききたいというようなお話も伺っているところでありますので、今後、その動きというのを注視していきたいというふうに考えています。以上です。

○副議長（岡崎治夫君） 菅原議員。

○12番（菅原清一郎君）（登壇） 3問目の質問になりますが、交通安全対策についてであります。先ほどの質問と幾分関連があると思っておりますが、質問させていただきます。

4月29日発生の死亡事故現場のある道路が市道朝日愛別道路であります。この道路は、旧朝日町時代に整備された幅員が7メートルの歩道の設置のない道路でありまして、当時は農道整備事業で道営事業で行われました。あのような悲惨な事故以外にも過去にも車の単独事故は何度か発生しております。片側2.75メートルと走行路肩が0.75メートルで、両側で7メートルであります。朝日の朝日橋から三栄地区までの道路であります。

この道路は大型車両同士の交互交通は大変に厳しいことから、現在までも幅員の拡幅をお願

いしてきた経緯がありますが、なかなか有利な補助事業がなくてとの理由などから今日まで先送りされている愛別道路であります。ぜひともこの機会に幅員の確保ができ得るような対策が講じられないのかをお願いするのであります。いかがでしょうか。

その手段としては、1つには、歩道の設置をする計画も一つの方法ではないかと思うのであります。更にはまた、危険箇所への防護柵の設置等々も一つの方法であると思いますが、安全に車両が通行できる道路としての幅員の確保をするための考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

もう1つは、朝日北一線道路への安全対策として大型視線誘導標の設置であります。冬期間の除雪対策と安全通行するための方策として、北一線道路や町内の未設置箇所への安全対策として、早急な大型視線誘導標の設置を望みたいのですが、その実現性と考え方をお知らせください。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 小山内建設水道部長。

○建設水道部長（小山内弘司君）（登壇） 私から、交通安全対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、市道朝日愛別道路の拡幅についてであります。

道路の構造基準では、車線の幅員は、対向車とのすれ違い、追い越し、あるいは並走に対して十分な余裕を持つものでなければならないとあります。この市道朝日愛別道路の朝日橋から朝日右の沢道路交差点までの区間については、昭和47年から昭和53年に北海道の農道事業によって整備された道路であります。道路の車線幅員は、1日当たりの計画交通量が500台以上1,500台未満で計画され、道路構造基準での区分は第3種第4級であることから、議員お話しのように車線の幅員は片側2.75メートルであり、路肩幅0.75メートルと合わせ、道路幅員は7メートルとなっておりますが、これは他の市道の車線と同じ道路構造基準の幅員であります。

そこで、菅原議員お話し交通事故防止の観点から幅員の拡幅ができないかとの御提言についてであります。道路幅員の決定は、先ほど申し上げましたように計画交通量により決定されるものであり、現在の第4級の車線幅員2.75メートルを1ランク上の第3級の3メートルとするためには、計画交通量が1,500台以上4,000台未満の交通量が必要とされますので、現状からは車線幅員を広げることは難しいものと考えております。

次に、幅員確保のために歩道を設置してはとの御提言がございました。

歩道を設置した場合には、現状の路肩幅0.75メートルを現在の路肩設置基準の最大1.25メートルまで拡幅することは可能となり、0.5メートル広がるものの、車が通行する車線幅員につきましては従来と変わらないため、車線拡幅にはつながらないものと考えております。

また、歩道整備の基本的な考え方につきましては、平成24年第2回定例会で菅原議員の一般質問にも御答弁申し上げましたが、特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定制度に基づき、歩行者の事故死傷率が高い幹線道路や学校、幼稚園、児童公園等が多く、周辺道路で交通がふくそうしている道路として指定を受けると、国の社会資本整備総合交付金事業の採

択が優先されますが、当路線につきましては指定の要件に該当しないため、交付金事業による歩道設置は難しいものであります。

次に、危険箇所への防護柵の設置についての御提言がございました。

防護柵の設置は、路外への逸脱等による人的被害、二次被害を防止する必要がある区間または箇所において車両用防護柵を設置するものであります。そのほか防護柵の設置が必要と認められる区間は、急カーブや視認されにくい曲線、幅員が急激に狭くなっている区間などが設置基準として示されています。

このたびの死亡事故はカーブで対向車線に飛び出して起きた事故であります。この事故現場のカーブの曲線半径は150メートルであり、設計速度時速60キロメートルでは問題のない線形となっております。また、市ではカーブ地点の安全対策として、運転者に注意を喚起するため、カーブを示す警戒標識や警戒予告標識を設置していた状況にあります。

従来から死亡事故が起きた場合にはその発生原因を調査することとしており、5月2日に士別警察署と朝日総合支所、本庁の交通安全担当及び道路担当職員による死亡事故現場の道路診断を行いました。警察署からは、今回の事故の原因は道路構造によるものではなく、法定速度を大幅に超えたスピードの出し過ぎが原因とのことでありました。

このことから、本市に支店のある建設業者から交通安全対策社会貢献事業として、速度抑制効果のある段差舗装を5月13日から20日にかけて施工していただいたところであります。また、市では視認性が高いカーブを示す視線誘導標識板を6枚設置してまいります。

今後とも交通安全への高い意識が継続されるよう、関係機関や関係団体と連携した活動に努めてまいりたいと存じます。

次に、朝日北一線の大型視線誘導標の設置についてであります。

当該路線は総延長5.4キロメートルの行きどまりの市道となっており、現道の状況は、小型の視線誘導標が設置されておりますが、視線誘導標の設置間隔を標準で40メートルのところ、現状では100メートル程度の設置間隔となっている状況もありますことから、菅原議員より昨年の第2回定例会において、交通安全除雪作業での安全性確保として大型視線誘導標設置の御提言をいただいたところであります。

補助事業等での設置について可能なものかなど北海道と協議した中では、事業としてはあるものの、採択条件として、交通量が多いことや事故発生率が高い道路の形状や冬場での危険箇所となっている状況等の明確な根拠がなければ事業の採択は難しいとお話でありました。

そうした中で、単独費により除雪区間のみ大型視線誘導標を設置した場合、設置基数は約85基必要となり、事業費が約1,800万円見込まれますことから、現時点での早急な対応は難しいものと判断しております。

しかしながら、道路の形状や地域の気象条件などから、必要とされる路線には安全対策として設置していかなければならないものと認識しておりますので、まずは当路線や未設置路線も含め、全市的な視点から優先度を検証してまいります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 菅原議員。

○12番（菅原清一郎君）（登壇） 最後の質問は、有害鳥獣最終処分場対策の進捗度と施設等の補助制度への取り組みはどのようになっているかをお聞かせいただきたいと思うのであります。

この関係については過去にも一般質問をしていますし、予算委員会でも毎年取り組んでいるのであります。毎年、有害鳥獣防止対策費として、捕獲し、ほとんどが原則的には処分場に埋設の条件で、例えばエゾシカ1頭当たり1万円となっているのであります。ハンターによる捕獲総数も予算額からしか予測できないものの相当な数になっていることから、今後は最終処分場の設置が避けては通られない状況にあると思っております。この機会に、この種の処分の方法についての法律上の処分場に関する内容についてもお聞かせいただきたいのであります。いかがでしょうか。

（仮称）環境センターには埋設できないことから、その処分場なる施設計画が急がれるのであります。お隣の剣淵町、和寒町は広域での焼却施設が新設され、焼却が実施されている状況であります。本市では何らかの対策が講じられているのでしょうか。のんびりとはしていただけないことからの質問であります。その取り組みと質問に対してのご答弁をお願いし、私の質問を終わります。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、エゾシカの捕獲であります。平成22年度に有害鳥獣駆除に係る助成制度を拡充してからは捕獲頭数が年々増加し、農作物の被害軽減に一定の成果があったものと考えております。

こうして捕獲したエゾシカ等の有害鳥獣は、法的には廃棄物処理法における一般廃棄物の取り扱いとされており、一般的な処理方法としては、埋め立てによる処理、焼却による処理などがあり、本市においては、現在、学田の最終処分場に埋め立て処分をしておりますが、28年度より稼働予定の（仮称）環境センターではエゾシカなどについて埋め立て処分をしない方針で施設整備を進めていることから、エゾシカなどの死亡鳥獣を処理するには新たな対策が必要となります。

このため、庁内の経済部、市民部、朝日総合支所の関係職員により、さまざまな処理方法について協議するとともに、焼却方法を用いている名寄市及び和寒町、剣淵町の広域処理施設や、原則、山裾や農地の隅に埋設している富良野市の状況を視察するなど比較検討を行っているところであります。

そこで、処理する課題といたしましては、環境面や衛生面への配慮を優先し、焼却処理による場合、1日当たりの焼却処理頭数も限られることから、駆除した個体を保管する冷蔵施設なども必要となり、更には、燃料費や人件費など維持管理経費が負担となります。また、富良野市のように捕獲した山林や農地の地先に埋設する場合、地先の農家や地域の方々がみずから埋設することとなりますので、重機が入らない場所での対応や駆除した個体をすぐに適正に処理

しなければならぬなど、何よりも地域の農家や地域の方々の理解と協力がなければ対処できないといった課題もあります。

一方、発酵菌により処理することで個体を減容化できる処理技術なども宗谷管内の枝幸町で研究されておりますが、臭気の対策や減容化に伴う汚水等の発生、更には、減容化処理まで時間を要することもあり、本市のように大量のシカを処理するには課題も伴うものであります。

仮に本市で焼却施設を建設した場合、名寄市の焼却施設を参考に試算したところ、年間処理頭数を1,500頭規模で焼却施設と保管施設の建設費は約7,000万円、人件費や燃料費を含めた維持管理に年間1,400万円程度を要する見込みであります。

なお、施設建設に係る国の助成制度としては、鳥獣被害防止総合対策交付金で55%の助成があり、補助残の一般財源については、本市で鳥獣被害防止計画を策定していることから、この8割が特別交付税の算定対象とされております。エゾシカを初めとする野生鳥獣による農業被害が拡大すれば農業者の営農意欲を減退させるため、国や北海道においても重点施策に位置づけ、各種助成措置が講じられております。

いずれにいたしましても、28年秋には（仮称）環境センターが稼働することを十分踏まえ、エゾシカを初めとする死亡鳥獣の処理方法についてさまざまな処理方法を比較検討した上で、年度内に本市の方向性を定め、関係機関等との協議を進めてまいりたいと考えております。

また、有害鳥獣の駆除には地元猟友会の協力が何より重要であります。会員の高齢化が進み、会員の確保が難しいといった課題もありますので、今後、農業者を中心に猟銃やくくりわなの免許取得に関する本市の助成制度を広く周知し、新たな担い手の確保に努め、有害鳥獣による農作物の被害防止に取り組んでまいります。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 菅原議員。

○12番（菅原清一郎君） 以上で終わります。

○副議長（岡崎治夫君） 9番 谷口隆徳議員。

○9番（谷口隆徳君）（登壇） 第2回定例会に当たりまして、通告に従い一般質問をいたします。

企業誘致活動の現況と対策についてお伺いをいたします。

企業の誘致については、総合計画の中でも主要な項目として位置づけられており、過去には自動車、トヨタ関連、製糖工場、石灰工業所などの企業の誘致も実現しておりますものの、経済状況の変動や悪化に伴い撤退した企業もまた多くあるわけであります。

本市を取り巻くこの地方においては、雇用の創出がなかなか図られず、地域の活力を生み出す若年層の雇用の場は必要であり、このため、企業の誘致については積極的に取り組んでいくことが必要だと考えます。

地元の産業の振興や活性化のために、不断の努力とつながりが実を結んでくるわけでありますが、近年の本市の企業誘致に関する取り組み、今までの活動状況及び実態についてお伺いをいたします。

昨今の地域の振興策として観光や交流事業等が進められ、雇用や経済の活性化を図る大事な事業となっておりますが、今や北海道全体が観光振興に取り組んでいる現状であり、これらに乗りおけることはできませんが、一方、企業の誘致は将来的・長期的な地域振興や経済の基盤となる重要な施策であると考えます。この企業の誘致や新たに立ち上げる起業の促進について、市はしっかりと数値目標を立てるなど、目標を立てて総力を挙げて進めていくことが望まれます。高齢化や少子化の波が押し寄せている、疲弊している本地方において、農林業を基盤とする地域であります。農林業の振興はもとより、これらの関連する施設の誘致、また、新たな企業の支援などを積極的に推進していかなければならないと考えます。

また、人口減少を食い止めるための政策として、若年労働者層の定住化に向けた雇用の創出は重要であり、実現するために全力で取り組むべき課題であると思います。本市にかかわる人脈や現在ある関連企業の動向などを捉えて、現在の企業誘致等についての優遇策や補助、助成金の支援を整え、大幅に見直すなど、誘致対策にあらゆる手段を講じていくことの必要性があります。しかし、相手のあることでありますので時間のかかる問題だとは思いますが、本市独自の創意工夫のもとで、市長のリーダーシップとトップセールスに期待をするところでありますが、今後の対策や考え方を伺いたいと思います。

更に、予算面では、誘致の対策費を見ますと、本年度の予算は、昨年度のトヨタ自動車いま・むかしの事業終了に伴う予算が減額され、23年度の予算と同じ100万8,000円の予算となっておりますが、企業の誘致対策の予算としては積極的な予算措置であるとは思えません。予算が多ければ企業の誘致ができるかといえば、必ずしもそうではないとしても、このような現状の予算でどの程度の活動事業を展開しようと考えているのか、この点についても伺いをいたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えいたします。

本市の企業誘致の取り組みにつきましては、士別市総合計画の基本計画に位置づけ、立地企業の規模拡大や関連会社などの誘致について働きかけるとともに、企業立地促進条例や国や道などの助成制度の活用や誘致基盤整備により、本市の地域特性に合った新たな企業の誘致に努めているところであります。

これまで本市では、基幹産業である農業を背景とした製造業の立地や、積雪寒冷の厳しい自然環境を生かした試験研究施設の誘致に取り組んできたことは御承知のとおりであり、主な企業では、日本甜菜製糖、デージー食品を初め、自動車関連企業ではトヨタ自動車、ダイハツ工業、ブリヂストン、ヤマハ発動機、交通科学総合研究所など、そのほかツクモ電子工業、中半産業、北海道農材工業、名士グリーンアスコンなどの立地が実現いたしました。

しかしながら、その後の厳しい経済環境の中、大変残念ではありましたが、数社については撤退を余儀なくされたところであります。

実際に企業誘致が実現する場合や誘致企業の拡大の際には、企業によって違いはありますけ

れども、自動車関連企業の場合には、用地買収交渉や諸手続を初め、農振法、農地法、森林法、河川法などなどの許認可事務にかかわる支援を行っているところであります。

企業誘致を初めとして、事業所が開設されることは地域経済の活性化や雇用の場の確保のためには極めて有効な手段であることから、その実現には大きな期待が寄せられるところであります。しかしながら、今日の経済状況や国際化の流れの中で海外への進出傾向が強まる一方、国内での投資意欲は低調な状況にあり、新たな企業誘致は現実的には厳しい状況にはありますが、今後とも、既に立地している企業等との情報交換や人脈を通じ情報収集に努めるとともに、私自身がセールスマンとして先頭に立つトップセールスを軸に、商工会議所を初めとする地元経済団体との連携も密にしながら働きかけを行ってまいりたいと考えています。

また、本市ではこうした地元企業を含めた事業活動を支援するため、企業立地促進条例を制定し、要件を満たした事業所の新設あるいは増設に対して、事業所設置や雇用奨励の補助、固定資産税の免除等の措置を講じているところであります。近年、この制度を活用し食品加工施設や農業関係施設が新たに設置されたところであり、このほかにも、高齢者福祉施設や開業医誘致助成制度の活用のもと医療機関が開設されるなど、新たな雇用の場の創出も図られてきたところであります。

この制度の指定要件や助成内容等については、道内の類似市の中においても優遇措置の大きな制度でありますので、今後においても制度の活用について積極的に働きかけてまいります。

次に、本年度予算における活動事業についてであります。

本年度の企業誘致対策事業費予算額は100万8,000円であり、この予算額は昨年度のトヨタ自動車との連携事業費を除けば近年ほぼ同じ程度で推移しています。その使途といたしましては、企業誘致に関する道内旅費や誘致企業訪問に係る道外旅費などのほか、誘致企業との情報交換に要する費用などを計上しており、誘致企業の規模拡大や関連企業の立地促進などを主体に取り組みを進めていく考えであります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 谷口議員。

○9番（谷口隆徳君）（登壇） 次に、公共料金等の値上げの対応についてお伺いをいたします。

現在進行しております経済再生、デフレからの脱却のもと、インフレの基調に乗って株価や円の乱高下や、また、円安等の経済変動に関連して、公共料金、とりわけ電気料金の値上げや輸入製品の軒並みの高騰、食料品等については今後2%から7、8%の値上がりが予定されていることなど、値上がり分を製品価格に転嫁した値上げが予定されていると報道されるなど、多くの輸入原料の値上がりに関して物価の高騰を招くとされております。

私たち一般庶民にとっては、生活の基礎となる食料品や公共料金などの値上がりは生活を脅かすもので、容認できるものではありません。これら電気、ガスの公共料金や物価の値上げなどを含めて、市民に及ぼす影響についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

経済が上向いていると言われておりますが、本市を取り巻く道北地方においては、労働者の賃金など所得の増加は見られず、企業の営業利益も上昇している現状のない中で、一部では個人所得の減少傾向もあるとも言われております。ごく一部の企業では賃金や手当の上昇はあるとされておりますものの、この地域の経済はいまだ回復しているとは言えません。

したがいまして、今後の市の財政にとっても税収の増は見込まれず、市の財源にも大きな影響が予想されます。その中で、公共施設の維持管理についても、これら値上がりに係る経費の増加は避けて通れない状況にあります。経費の節減など、より徹底した対応が必要ではないかと思えます。

本市の財政状況についても、現状においては税収も少なく、財政健全化を示す判断比率も、実質公債費比率も23年度の決算においては16.5%、将来負担率も157.3%と高く、全道35市の中でも決してよいほうではありません。地方税収入については、地方債現在高の10.4%を占めるにとどまっております。更に、公営企業、病院、下水道事業等の特別会計に対する拠出金については地方税収を上回る118%が支出されている現状から、将来にわたって借金の負担を強いていくことが懸念され、今後の財政運営を見直さなければならないなど抜本的な改革をすることも視野に入れなければなりません。

このような健全な財政状況にあるとは言えない中で、より厳しい財政運営が強えられることについての考えと、これら公共料金等の増加に伴う省エネ対策、代替エネルギーの導入など、公共施設などにかかる経費の節約、節減についての考えをお伺いいたします。

更に、これら公共料金の値上げについては、低所得者層、高齢者世帯及び年金生活者世帯などの生活弱者に大きな影響を与えるものであります。その対応、対策については従前から各施策が実施されておりますが、このように公共料金や生活家計にかかわる生活関連物資の値上げなど厳しい状況を余儀なくされる中であって、より深刻な問題が生じてきます。

このように、格差は広がりつつある、また広がっているこの社会の状況の中で、支援対策、セーフティネットが必要と考えます。生活弱者に対する生活維持のための考え方や施策についてお伺いいたします。

更にまた、今後に予想される公共料金、公営住宅家賃、公営施設使用料などについての値上げなどが考えられておられるのか。また、生活弱者に直接影響のあるものについては、生活を守るということからも上げることのないよう十分に配慮する必要があると思えますが、考え方を伺いいたし、一般質問を終わります。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、公共料金等の値上げに係る対応についてお答えいたします。

まず、生活関連の値上げに伴う市民への影響についてであります。日銀はデフレ脱却に向けて2%のインフレ目標を設定し、新たな量的金融緩和を導入しており、先般公表されました経済物価情勢の展望では、2015年度に物価上昇率が2%に達する見解が示されております。

こうした金融政策による影響もあり、円安によるエネルギーコスト上昇に伴う原材料価格の高騰や電気料金の値上げなどが想定されておりますが、道内の3月の消費者物価指数は前の月と比べて0.1%の上昇にとどまっており、現段階では物価の本格的な上昇により家計に大きな影響を与える状況にはないとされております。

しかしながら、一方では、既に燃料、あるいは物流コストの上昇も加わって食用油などが値上げされており、このほか、加工食品を中心に値上げの動きが出始めるなど、市民生活には極めて大きな問題となってきているのが実情であります。

今後、景気回復による企業の収益改善や経済の活性化が達成されないまま物価だけが上昇し、賃金や雇用改善に反映されないとすれば、市民生活は当然厳しいものとなり、更に消費税増税分を含めると家計に大きな打撃を与えることにつながるものと危惧しておりますが、経済情勢はさまざまな要因により変動していくこともありますので、経済政策の動向や消費者物価の推移等について今後とも注視していく必要があると考えております。

公共料金は、本来受益と負担の公平性の観点から必要に応じて見直していくべきものでありますが、現下の経済情勢や市民生活の現状を勘案しますと、今は引き上げの時期ではないと判断をしているところであります。

しかしながら、一方で2014年春には消費税率の引き上げ等も予定されておりますことから、一般会計はもちろん、企業会計や特別会計の収支への影響に加え、適正な受益者負担と税での負担のあり方について総合的に検討を進めていく必要があるものとも考えております。

次に、厳しい財政運営の中での対応についてであります。

国は、リーマンショック後に地方財政の財源不足に対応するとして設けた地方交付税の特別加算を廃止していく方針を示しております。更に、合併後10年を過ぎると合併特例の算定が低減していくことを合わせ、本市の重要な財源であります地方交付税の確保はますます厳しさを増すことが想定されます。また、人口減少に伴う税収の減や社会資本の維持管理に係るコストの負担など、更に財政運営が厳しくなることも想定されます。

本市では、これまでも昼休みの消灯や無駄なコピーの削減など、コスト意識を持った行政改革にも取り組んできたところでありますが、このたびの円安による各種料金の値上げや物価の上昇により、より一層のコスト削減に取り組まなければなりません。最少の経費で最大の効果を生むを念頭に、健全な財政を維持できるよう努めてまいります。

また、今後、新たに施設の改修や新設を行う場合には、太陽光などの再生可能エネルギーの活用も含めた省エネ対策も検討を進める必要があると考えております。更に、公共施設の適正な配置や長期的視点からの維持管理に係る計画について総合的に見直しを行うため、公共施設マネジメント計画を作成する予定であり、利用実態やトータルコストを分析する中で、将来にわたる施設のあり方を自治体運営改革会議において検討してまいります。

最後に、生活弱者に対する生活維持のための考え方や施策についてであります。

社会保障制度は、疾病、失業、高齢などの理由により自活することが困難になったときに、

生活の安定を図るセーフティネットという機能を果たしておりますが、一方で、社会全体としての貧富の格差を縮小したり、低所得者の生活の安定を図る所得の再配分やリスク分散といった機能もあり、更に、所得移転による消費拡大や医療、介護などの関連産業における雇用創出など、私たちの経済社会においても欠かすことのできない重要な仕組みであります。

少子高齢化社会を迎え、支える世代が次第に減少するという重い課題を抱える中で、将来にわたり維持可能な制度をどのように構築していくのが重要な政策課題となっており、今後、さまざまな制度改正も行われるものと思いますが、生活弱者が安心して生活できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 谷口議員。

○9番（谷口隆徳君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（岡崎治夫君） 5番 丹 正臣議員。

○5番（丹 正臣君）（登壇） 第2回定例会に当たり、通告に従い一般質問するものであります。

最初の質問は、今年で2年目になる農商工連携についてお聞きをいたします。

この政策は、士別商工会議所のラブ士別・バイ士別運動に基づく提案であり、新たな産業の創設、地域ブランドを開発するために、本市においては、特に輪作体系の重要な品目であるビートの作付面積を600ヘクタールを割らないような、守るために、更には地域の雇用や経済に大きな役割を持つておる製糖会社を支援することも含めて提案されたものであります。

私は、このような動きが士別市の農業や商工業の発展に結びつくことが、この農商工連携の大きな目的であり、昨年も言ったんですけれども、この事業の大きさを高く評価するものであります。

そこで、2年目の取り組みはどうだったのか。本年も御承知のとおり天候不順で農作業が大幅におくれましたし、特にビートについては最悪の状態でありました。私は、こんなときにこそ農商工連携が効果を発揮し、組合農家の皆さんに、精神的な面でもよかったと言われるような形にするのが市の役割の1つだと思っております。

この連携強化を進めるに当たっては、面積の確保はもとより、先ほど言ったような状態なんですけれども、昨年と比較して事業が上がっているのか、上がっていないのか、農家の皆さんに喜ばれているのか、いないのか、このことをお聞きするものであります。調べれば、この事業の事務局、経済部の中にあるわけでありまして。この事業の進め方、例えば企画会議等の持ち方をどのような形でやっているのか、あるいは昨年度の反省をどのように生かして今年取り組んだのかお聞きするわけでございます。

昨年も私はこの事業を大切に育てることが地域の活性化に結びつくのですよ、市に対してもいろいろな要請や要望が出てくると思うけれども、それをきちんと受けとめてこの事業を推進してほしい、その旨を述べたつもりでございます。しかしながら、聞けばこの事業は今年はそうそう増えてはいないんですね。そのことを今後どうするのか市にお聞きをするわけでござい

ます。

牧野市長、あなたは全道のビート作付面積耕作市町村67ある協議会の会長ですよ。当然、市に対して、国に対して、道に対して、強い要請運動をしているということが時たま報じられております。その中身は、やっぱり北海道のビートを守る、地域のビートの面積を守るということが大きな視点になって要望していると思うんです。残念なことに、今年そういう結果が生まれていないということは私が心配しているということをここで申し上げておきたいと思いますので、この点よろしく願います次第でございます。

次に、都市公園の管理についてお伺いたします。

市内の公園は、中央地区に30カ所、そのうち都市計画公園とされるものが28カ所あります。そのほか、多寄だとか温根別等出張所に11カ所あるわけでございます。それらの公園は、時期が来れば家族や子供たちにオアシスの場として広く開放されているところでございます。特に、つくも水郷公園については、面積も大きいし、多くの遊具もあり、本市においては歴史のある立派な公園であると私は思っております。公園を担当する職員も管理運営に当たっては大変御苦労されているということも聞いております。

そこで、これらの公園の開園時期はその年の天候等々で決まるのかどうなのか。特に今年は雪が多かったものですから、水郷公園開設に当たっては、ゴールデンウィークに開設することについては大変だったと思うんです。それで、この開園だとか閉鎖についてはどのような形で市民に周知徹底をされているのか。また、今後どのような対応をされようとしているのかをお聞きするものであります。

あわせて、言ってみれば公園内に設置されている看板等の老朽化が目立ったり、もう少し親切丁寧にすれば壊れている箇所等がわかるんですけども、それらについての対応は、まますさんであったということもお聞きしておりますので、このことについてもお聞きいたしますし、また、水郷公園においては今年度はゴーカートの使用が今中止されております。今後、今まであったゴーカートの営業が、これから夏場にかけて家族で来て、今まであったのになくなったという不便さだとか寂しさを私たち感じるんですけども、これらの対応について、夏休みに向けて何とかならないのか、その辺のことについてもお聞きをする次第でございます。

また、都市公園とあわせて、駅前再整備計画とあわせて、いぶき内にある「きら」とその隣にある丸武公園の協議が進められているように聞いております。街なかミニ公園として整備されておりますし、されようとしておりますし、やさしいまちづくりとして、高齢者から子供たちの憩いの場として、バリアフリー化や休憩施設の充実などが説明されております。

聞けばですね、駅前再開発をして、いぶきに来て、丸武公園に来て、更には市街地のほうに人が流れるような構想であるやに聞いておりますけれども、それをきちんと市民にわかりやすくするように、人の流れをきちんと、そのためにはやっぱり市街地に拠点を何か置かなければ、私はそういう人の流れは来ないのではないだろうかと思っております。そして、あそこの丸武公園は小さな公園ですから、私は、十分な機能を備えて、できるだけ多くの期間楽しめるよう

な公園にすることを希望するんですけども、その考え方をお聞かせ願いたいと思います。

次に、遊休市有地について考え方をお聞きいたします。

今現在、市の所有する土地は筆数で358筆、建物のある土地を差し引けば256筆、面積にして119ヘクタールと言われております。この面積が多いのか少ないのかは別として、その管理状態がどのようなことになっているのかお伺いいたします。

私は、地方において、多寄におるんですけども、まちの人から一部、市の管理のずさんさの苦情だとか、また、指摘も受けております。でありますから、私は仕事の一つとして、その現地を見たりなんかもしているんですけども、例えば、窓のところにきちんとガラスがなくて看板でつけてあるところだとか、やっぱり市民にしてみれば見苦しいところも何箇所かあるやに思います。

また、あわせて、ここ数年ですね、土地、先ほど言ったように119ヘクタールあるんですけども、使われていない市有地の売却だとか賃貸というのが、異動がどのぐらいあったのか。これからの改善策と今後の取り組みについてお聞きをいたしますし、また、私は、将来的に市が持っている価値のあるものだというものについては、それは持っているいろいろな利用価値を高めるべきだと思っておりますけれども、売却できる土地については積極的に処理していく。それは、処理をしないでそのまま置くと、普通で言えば損益といいますか不良債権に該当する物件で、普通で言えば不良債権、不良物件になるんでありますから、その辺のことも十分留意しながら、私は積極的に土地の売買を提案いたしまして、私の一般質問を終わるものであります。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 丹議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から農商工連携について御答弁申し上げ、都市公園の管理については建設水道部長から、遊休市有地については総務部長から答弁申し上げます。

今日まで本市の農業を支えてきた労働支援機能の一つとして、集落の地縁的な労働力の手間がえといった融通機能の活用、集落単位での機械等の共同利用、更には、水稻育苗等の共同作業などが行われてきておりましたが、農家戸数の減少に伴い農地集積が進み、1戸当たりの経営規模が拡大するとともに、農業従事者の高齢化や農家の後継者不足により労働力が不足している状況にあります。

そこで、農商工連携による労働力確保に向けて、2年目の取り組みについてであります、昨年に引き続き、市及びJAを初め、農業者や建設協会、商工会議所、日甜士別製糖所などの関係機関によるてん菜作付振興検討会を本年1月28日に開催し、昨年実施した事業の検証と今年の対応等について検討してきたところであります。

労働力の需給調整に向けては、まず農業者の意向を具体的に把握する必要があるため、新たな労働力を希望すると回答した生産者に対しては、具体的な作業の内容、必要人員などについてアンケート調査を実施したところであります。

この結果、25戸の生産者から、労働力が確保されれば作付面積の拡大も可能とする回答があり、そのうち、春の移植作業支援を希望する農業者は8戸あったため、士別建設協会と調整を行い、昨年からの御協力いただいている1社に加え、新たに2事業所が参加協力をいただける旨の意向が確認できたため、早速農業者との作業調整を進めたところであります。

しかしながら、本年は融雪期が大幅におくれ、てん菜の移植作業の時期がなかなか決められない状況が続いたため、建設作業員の具体的な日程調整が整わず、今年の春作業については、昨年と同様、生産者1戸と事業所1社の実施となりました。今年については早期に体制を構築しようと1月時点で検討会を開催し、アンケート調査等により生産実態の把握に努めたところでありますが、結果として農業者の希望に応えられなかったものであります。労働力の支援を受けた農業者からは、効率的な作業を進めることができ、収穫作業も含めて事業を継続してほしいとの意見が寄せられており、更に、秋の収穫作業を希望されている農業者もいるため、改めて建設協会との調整に当たってまいります。

農家個々においても、シルバー人材センターやハローワーク、知人などを通じて不足する労働力の確保に努めておりますが、特に畑作などにおいては、春の播種、移植作業、あるいは秋の収穫作業などに労働時間が集中することから、新たな労働力供給システムが必要となっております。

このため、畑作経営に欠かすことのできないてん菜の作付振興と製糖業者の安定操業には、農商工による新たな労働力の調整システム等の確立に加え、ファームコントラクターなど作業受託組織が必要と考えているところであります。こうした農業労働力支援につきましては第1回定例会での粥川議員にもお答えいたしましたところでありますが、新たな農作業受託組織の設立に向け、農作業が一段落した時点で、農業者を初め市やJAなどの農業関係機関・団体等による検討組織を立ち上げ、先進地の調査を初め組織立ち上げに係る課題やその解決方法などについて研究及び協議を進め、持続可能な足腰の強い農業・農村を目指してまいりたいと考えております。

あわせて、先ほどてん菜振興連絡協議会の御質問もいただきました。私が会長に就任をさせていただいて、製糖所のある自治体、8自治体の首長によってこの協議会を設立したのですが、現在は既に御報告申し上げましているとおおり67自治体が加入をいただいております。先般、8自治体の首長全員集まりまして中央要請行動を行いました。このときには、この管内選出の今津代議士事務所秘書にお引き回しをいただきまして、それぞれ要望活動を行ったところであります。

まずは農水政務官の稲津久政務官のところにお邪魔をし、その後、農水省の幹部職員のところにお邪魔をし、その後、それぞれ北海道選出国會議員、特に製糖所を抱えているところから選出されている国會議員に対しても同じ要望を行いました。あわせて、その日の早朝7時45分からの道内選出国會議員の自民党における朝食をとりながらの懇談会の中で、私からもこのビートの問題についてしっかりと提案をさせていただいたところであります。

そのときにも御回答いただきましたが、今回はTPPに対する参加問題についてはしっかり

とした反対対応をとっていただきたいということが1つ。それと、経営継続支払いの糖度が非常に下がっているということで、昨年、政権交代がなされた後に、13.5度以下については継続支払いが面積から外されるという問題があったのでありますが、これは撤廃をしていただいたということで敬意を表しながら、ただし、現在基準糖度17.1度については、これを下げてくださいと給付単価を上げていただく、こういうことについてもしっかりと申し上げて、ある程度前向きな回答もいただいたところであります。

あるいは、今答弁を申し上げましたとおり、ファームコントラクター等々、あるいは共同育苗についてもしっかりと支援策を願いたい。この種の3、4点の要望活動を行ってまいりました。

あわせて、きょうの新聞報道によりますと、ビートについても新品種がかなり研究されてきているということで、そういった意味では、それに期待もしながら、何と云ってもこのてん菜については畑作経営にとっても輪作に欠かせない北海道の文化的な作物でありますし、あわせて、製糖所を抱えている、あるいはその近隣も含めた、経済効果も含めて極めて重要な製糖所でもありますから、これからもこの振興協議会として中央要請行動もしっかり行いながら、一方では、地元の今申し上げました建設協会等々とも連携をとりながら、担い手受託組織も立ち上げるために努力をしてまいりたいと思います。

以上申し上げて、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 小山内建設水道部長。

○建設水道部長（小山内弘司君）（登壇） 私から、都市公園の管理についての御質問にお答えします。

初めに、公園全般における開園時期と期間についてであります。

丹議員のお話にもありますように、本市の公園は、都市計画区域内の都市計画公園と区域外にあります地域公園なども含めると合計41カ所の公園を設置しており、この公園の開園時期につきましては、雪解け後に遊具の設置や園内清掃等の作業を行うことなど、整備が整い次第開園しております。また、閉園時期は10月までとしていますが、例年、閉園前の準備として、10月中ごろから順次遊具類の取り外しや施設の冬囲いなどの作業を行っております。

こうした中、つくも水郷公園は、総合公園としてゴールデンウィークに間に合うよう、4月中旬より職員による雪割り作業、トイレや園路の清掃等を行い、本年は4月27日にボートとバッテリーカーの営業を開始したところであります。

開園の市民への周知につきましては、市の広報、ホームページや地元新聞のほか、市内保育所、幼稚園、各出張所等に開園PRポスターを掲示するなどにより広く市民の方々にお知らせしているところであります。今後におきましても、市内外の方々にも広く知っていただけるよう、引き続き情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、公園内に設置されている看板等の更新についてであります。

つくも水郷公園は昭和46年に供用開始して現在に至っておりますが、お話のとおり、園内の

施設や看板など老朽化してきている状況にありますので、これらの更新整備につきましては、本年度策定いたします公園施設長寿命化計画の中で、市民に親しまれる公園整備を目指し、老朽施設の更新等についても十分検討してまいりたいと存じます。

また、丹議員お話のありました施設等のふぐあいについてのことについてでございますけれども、お知らせの張り紙などして市民に丁寧な対応に努めてまいりたいと存じます。

次に、ゴーカートの営業休止についてであります。

昨年までゴーカートの営業は、市内在住の方が平成2年に営業を引き継いで以来22年にわたり市民から親しまれてきましたが、本年4月に、年齢とともに健康面から今年からの営業はやめたいとのお話がございました。

そこで、市といたしましては、引き続き営業される方を探すため、地元新聞に記事掲載するほか、個別にも照会をいたしました。営業期間がゴールデンウィークから9月末までの土、日、祝祭日と夏休みであること、更には、運営に当たっては、安全性の確保から最低2名体制となることや現ゴーカート4台とも老朽化による保守点検等の課題もあることなど、現在のところ、例年どおりの運営につきましてはめどが立たない状況にあり、休止しているところであります。本年度は学校の夏休み期間中に限り営業していただければと現在話を進めている最中でありまして、

次に、丸武公園の整備についてであります。

駅前再整備計画に関し地域自治会を中心に関係する商店街、振興会の方々及び生涯学習センターいぶき、つどいの広場きらの利用者、市内幼稚園関係者との整備に関する協議を実施してきており、遊具類の設置に関することや安全対策など多くの御意見を伺う中で、本年度の早期完成に向け進めているところであります。

整備におきましては、本年4月から施行された土別市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の基準に沿ってバリアフリー化の整備を行うことや、照明設備等にも防犯上も安全な公園とすることなどを整備方針としております。

また、丹議員お話にありますように、街なかの公園として、多くの市民の交流の場としてにぎわいを高めるため、冬期利用も含め、利用期間の長い公園となるようとの御提言がございました。このことにつきましては、公園内に雪を入れないことで春の開園時期を早めることなども検討しながら、今後、冬期間にどのような利用方法があるのかなども地域関係者の方々とも協議してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁いたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、遊休市有地についての御質問にお答えします。

市が保有する公有財産については、公用または公共の用に供するための行政財産と、そのほかの財産で、貸し付け、交換、売り払い、私権を設定することができる普通財産とに分類され、

本市においては、山林を除いたその他の普通財産として約160万6,000平方メートルの土地を保有しています。

普通財産の未利用地等については、その経済的価値を活用することにより行政運営に資するべきものとされており、財産の貸し付けとしては、建物26件、土地67件で、昨年度の貸付収入は約2,420万円、市有地の売り払いでの実績では、平成22年度においては1件、41平方メートル、平成23年度では医療施設や福祉施設の建設用地を初め3件で9,103平方メートル、平成24年度では事務用地として1件、1,894平方メートル、3年間の総額で約6,600万円の売り払い収入があったところです。

普通財産の未利用地の管理については、雪解け後の清掃作業や夏場の草刈り、冬期は屋根の雪おろしなどの維持管理を行い、適正な管理に努めていますが、施設の中には物置などの附帯する施設などもあり、予算等の関係から、取り壊しをできずに現行のままで管理せざるを得ない一面もあることから、このことが十分な管理がなされていないと指摘される要因となっているものと考えています。周辺に居住されている市民に対する安全・安心の観点や景観等を考慮した維持管理を行うことは行政としては当然の責務であり、今後も適正な管理になお一層努めてまいります。

このたび統合した中多寄小学校など3校を除く多くの未利用施設は、老朽化も著しい状況にあり、改修が困難な建物や利用見込みのない建物については、今後、優先度を勘案しながら計画的に解体していく考えであります。

次に、つくも用地など大規模な用地を除き、遊休地で売り払いが可能な市街地の主な公有地としては、競馬場跡地など7件で、面積にすると約5万7,000平方メートルあります。利用計画のない遊休財産の長期的な保有は、維持管理による財政負担を発生させることから、さきの谷口議員の御質問に副市長からお答えしたとおり、市が所有する土地、建物全般について、今後、自治体運営改革会議において公共施設ストックマネジメント計画を検討していく中で、将来の利用計画をしっかりと見きわめ、売り払い可能な土地については、計画的に売却し、財源確保を図っていく考えであります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 丹議員。

○5番（丹 正臣君） 終わります。

○副議長（岡崎治夫君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

---

（午前11時50分休憩）

（午後 1時30分再開）

---

○副議長（岡崎治夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

18番 齊藤 昇議員。

○18番(齊藤 昇君) (登壇) 一般質問を行いたいと思います。

牧野市政がこの9月に選挙を迎えようとしております。1期目の総括で、あるいは2期目に向けた立起の考え方は昨日の松ヶ平議員の質問に答弁されたことでございます。そこで、私からは、2期目に向けた牧野市長の政治姿勢というのはどういうものなのか。特に、国の政治とのかかわりでは、財政の厳しさや地方交付税の削減でありますとかさまざまな財政の厳しさが押し寄せるし、また、市民の所得もそう増えていないから税収もそれほど上がらない、こういうことだと思うんだけど、1期目を終わりさまざまな課題があると、こうおっしゃっている。これを前提にしますと、2期目で実行しなければならない課題として現段階ではどんなことを具体的に考えているのでしょうか。

後日、市長選挙に向けた政策課題のマニフェストも提出するというお話もございますけれども、これら市民に向けた市長選に臨むマニフェスト、これらについてはいつごろ発表なさるお考えでいらっしゃるのか。あるいは財政状況、基金などの積み立てができてはいるけれども、先ほども申し上げましたけれども、交付税のまだまだ厳しい状況にあると思う。その中でどんな行財政運営を行っていかようとしているのか、このことについても伺いをしたいと思うのであります。

そして、市長は、市民との協働のまちづくり、こういうことを常日ごろおっしゃって、スピード感を持って市民の中に入って、問題解決、課題解決のために力を注いでいく、こんなことを常日ごろおっしゃっているし、そういう方向で進んでいるだろうと私どもも考えているところでもございます。市民との協働を掲げてきましたけれども、2期目ではどんな考えで市政運営に当たっていくのか、この点もあわせて答弁を求めたいと思います。(降壇)

○副議長(岡崎治夫君) 牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) 齊藤議員の御質問にお答えいたします。

私がこの9月に市長選に立起するに当たっての1期目に取り組んだ施策の成果と今後の基本的な考え方については、さきの松ヶ平議員の御質問にお答えしたとおりであります。

そこで、まず2期目に向けた政治姿勢についてであります。

私が政治姿勢としているガラス張りの市政、市民が主役の市政、そして市民党で公平公正な市政は2期目においても変わることなく、1期目のマニフェストに掲げた「やさしいまち、たくましいまち、あたらしいまち」の創造を目指した施策を継続していくことを基本に、現在のマニフェストの中で引き続き継続するもの、より充実させていくもの、一旦終了して新たな施策検討に入るものなどを、総合計画との整合性を図りながら吟味する中で、環境、教育、健康、子供、高齢者、そして男女共同参画の推進や農業や商工業などの産業など、それぞれの分野の更なる充実を目指した政策を組み立ててまいります。

1期目の取り組みの中では今後更に取り組むが必要な課題も残ったことは、さきの松ヶ平議員にお答えしたとおりであります。その中でも医療費の無料化や障害を持つ児童・生徒の見

守り支援である日中一時生活支援事業など子育て世代に評価が高い施策については継続しつつも、新たな子どもセンターの建設なども視野に入れながら、士別で子供を生んでよかった、子供を育ててよかったと実感できる環境づくりを目指してまいりたいと考えています。

更に、高齢者の方々が生き生きと健やかに明るく過ごせる場づくりを検討してまいります。特に、サフォークジム、サフォーク元気クラブについてであります。現在、介護予防事業といたしまして、介護認定を受けていない65歳以上の市民を対象に、週1回、6カ月をスパンといたしまして、理学療法士、歯科衛生士、食生活改善推進委員によって、健康、運動、口腔ケア、栄養バランスなどを進めているところでございます。6カ月間終了した方々によってサフォーク元気クラブが設立をされて、本年から、市民の要望も高いことから、その実施回数を増加をいたしました。そのことによって介護予防に大きな効果をこの事業は発揮しているということで、本年度の参加者は延べ3,000名を超えるような状況にございます。

このように高齢者の方々に高い評価をいただいている事業については、より一層充実を図ることと同時に、昨日、小池議員からも御提案ございましたけれども、ハード、ソフト事業の両面において住民ニーズに適合した施策を展開してまいりたいと考えております。

このほか、本市のシンボリックな公園として市民に親しまれている水郷公園については、市民活動の場として、いま一度見直しを図っていくことが必要な時期に来ているのではないかと考えていますし、本市観光の重要な拠点であります羊と雲の丘エリアについても、さまざまな御意見を伺う中で、そのあり方や機能の向上に向けて再整備を行うことも求められているのではないかと考えます。

加えて、現在、駅前再整備に着手したところでありますが、これを契機として、中心商店街の振興について、市民の皆様、関係団体の皆様の御意見をしっかりと聞きながら検討を進めてまいりたいと考えています。

また、財政状況と市政運営についてのお話もございました。斉藤議員お話しのとおり、地方交付税については、地域の振興対策に向けて国が交付税の特別加算を行ったこと、あるいは合併による加算などで、本市としては一定の財政調整基金を持つことができる状況になっております。しかしながら、今後において国はこの特例加算を廃止することを検討していることなどにより、市の財政状況は厳しさを増していくことが予想されます。

私は、引き続きコスト意識を持った事務事業の見直し、優先順位に基づいた選択と集中による事業の再構築、行政の効率化など、限られた財源の中で最大の事業効果を上げるための徹底した行財政改革を進め、確固たる財政基盤を構築するとともに、4年間の任期中に培った経験と人脈を生かしながら、サフォークランド、合宿の里、自動車等試験研究のまち、生涯学習のまち、水とみどりの里の5つの柱に基づいた本市の特性を最大限に引き出してまいりたいと存じます。

最後に、協働のまちづくりについてであります。

私は、行政の究極の目的は人づくりにあると思っています。市民も市の職員も、その資質を

高めながら、互いに切磋琢磨し、限らない英知と汗を結集し、まちづくりを進めていくことが基本であると確信するものであります。

私は今後も、この地の一人の声こそ原点の理念に基づき、座して待つのではなく、積極的に市民の輪の中に入り、対話、調和、市民の輪を基本としながら、柔軟な発想とより謙虚な姿勢で、より一層のスピード感を持って、まちを元気にを合言葉に、市政運営に情熱を持ち全力投球してまいる決意であり、職員にもこのことを求めてまいりたいと考えています。

今後、各施策の詳細につきましては、市民の皆様との約束事として新しいマニフェストにまとめ、お示しをする考えであります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 齊藤議員。

○18番（齊藤 昇君） 市長選挙に臨むマニフェストについては、市民の皆さんにお示しをするという答弁でございますけれども、これは、市長の今考えているのは、いつごろ市民の前に明らかにして、そして、もう選挙に入っていくでしょうから、地域懇談会でありますとか市長の後援会でありますとかさまざまなことで選挙に行かれると思うんですけども、これらのまとまったマニフェストというのはいつごろお示しをいただけるものなんでしょう。

○副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 齊藤議員の再質問にお答えをいたします。

7月4日に参議院選挙が公示になり、21日投票という日程で今進んでいるわけであります。そうなりますと、その選挙が終了されてから、具体的に財政の把握もしっかりと現段階でつかみながら、8月に入って一定の時期に市民の皆さん方にお約束事であるマニフェストを発表し、市民との懇談も開いていきたい、こう考えている次第であります。御理解いただきたいと思えます。

○副議長（岡崎治夫君） 齊藤議員。

○18番（齊藤 昇君）（登壇） 次に、公務員の定年延長と年金について質問をいたしたいと思えます。

公務員の年金支給開始年齢、これを60歳から65歳へと段階的に引き上げを図っているところであります。今年度以降の定年退職者からは年金の無支給期間が発生するのであります。今後の一定の期間、3年になるか5年になるか、職員の定年退職での人数というのはどのぐらいの人数がいるのかお示しをいただきたいと思えます。

また、この年金が支給されない期間といいますか、段階的に再任用制度を活用して、今もあるんですけども、これを活用して希望者には再任用を図っていく、こう言っているんですけども、そういう再任用制度を活用していくと思うんですけども、給与でありますとか、あるいは待遇ですね、これらはどういうふうになっていくのか。その課題と問題点などもお示しをしていただきたいと思えます。

今年以降の定年退職者が定年後の生活を安心して送れるように、市としてもきちんと対応す

べきだと考えますけれども、答弁を求めたいと思います。 （降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、年金制度の改革の概要からお話をさせていただきますけれども、国は急速な少子高齢化の進行に伴い、年金給付総額の抑制を図るため、これまで年金制度を順次改正し、支給開始年齢をただいまお話にございました60歳から65歳へと段階的に引き上げを行っているところであります。

主な内容といたしましては、全ての年金制度に該当する基礎年金部分は平成13年度から段階的に引き上げられ、平成21年度定年退職者以降は65歳となり、厚生年金相当部分と公務員が該当する職域年金相当部分は3年ごとに1歳ずつの引き上げが開始され、今年度の定年退職者から61歳となり、最終的に平成33年度定年退職者からは全ての年金が65歳支給開始となるわけでありです。

人事院は定年延長について検討するよう申し入れし、その後、政府内で検討がされましたが、定年延長は人件費の増加につながるとの懸念から民間企業が慎重な姿勢を示したことにより、公務員が先行して定年延長を導入することは困難であるとの判断に至っているところであります。

この問題に関しましては、多くの企業が希望に応じて定年後の継続雇用制度を導入していることから、国においても当面の間は、現在制度化されている再任用制度を活用し、希望者の意欲及び能力に応じて可能な限り再任用に努め、雇用と年金の確実な接続を目指すとした国家公務員の雇用と年金の接続についてを閣議決定をし、その中で地方公務員においても同様の措置を講ずるよう要請があったところであり、それぞれの自治体の喫緊の課題となっているところであります。

そこで、本市の再任用制度についてであります。平成14年度に制度化し、その後、平成17年度までの4年間において、学校業務技士やボイラー技士等の技術職に限り実施をいたしました。職員の新規採用への影響や再任用者が年金と給料を並行して受給していることへの批判もありましたことから、平成18年度以降は運用を凍結している状況にあります。

しかしながら、今年度以降、定年退職を迎える全ての職員が年金支給開始まで無収入となる期間が生じることから、雇用と年金の接続に対応する制度について、現在検討を進めている段階にあります。

検討の主な内容といたしましては、再任用制度による雇用、または臨時・非常勤制度での雇用といった任用形態を初め、専任用時にはどんな業務を担当していただくか、また、身分、役割についてもどうするか、そして、ただいま御質問にもありました、そのときの給与、待遇等々、それら全てが現在課題となっているわけでありです。

現段階においては、再任用制度の運用を基本に対応することが適当ではないかと考えておりますが、これがフルタイムでの任用となりますと職員定数に算入されてくるため、定員適正化

計画との整合性も加味しながら、新規採用者など若年層の雇用にも影響を及ぼさないように、短時間勤務等の任用方法の導入なども念頭に検討しなければならないものと考えております。

具体的な制度設計はこれからとなりますが、今年度以降の定年退職者が定年後の生活を安心して送ることができるよう、今後、アンケートやそれぞれの面談により対象者の意向も十分に把握しながら、早期に対応してまいりたいと考えております。

最後になりますが、定年を迎える職員数ということでお尋ねがございました。

今後5年間で64名が定年退職を迎えるというふうに考えております。

先ほど、給与、待遇、役職などについては今現在検討中で課題だというふうにお答えいたしましたけれども、最低限の生活を送ることができる給与というのを基本に考えてまいりますし、役職については、まず現役職から外れていただくということを基本に、例えば、先ほど申しましたけれども、フルタイムでの任用となると定数適正化にカウントされるので、そうすると新規採用職員にも影響するということがありますので、フルタイムでないとすれば現役職からは外れていただくということになっていこうかと思っております。

そのような場合に、過去の経験に基づいた専門員というような立場で仕事に当たっていくというようなことも念頭に入れながら、今後、それぞれの意向を十分に聞き、そういったことも加味しながら検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 齊藤議員。

○18番（齊藤 昇君）（登壇） 次に、ごみの不法投棄について質問をいたします。

最近、結構春先になりますと、畑でありますとか、あるいは山に行くと道路からポイ捨てがされている。ごみでありますから、お聞きしますと分別はされていなかったり、非常にそういう不法投棄があるということが聞かされて、対策が必要ではないかと、こういうふうに私どもにも寄せられています。

ごみ処理料は無料なわけですから、士別は。だから、無理してわざわざ山のほうにまで持って行って捨てなくても、ただ、分別するのが面倒くさかったりということがあって不法投棄をするのかなと思うんだけど、これまでの士別におけるごみの不法投棄の発生状況、それは発生件数でありますとか投棄量でありますとか、こういうものを市としても年ごとに、発生する場所の問題でありますとか、傾向をきちとつかんでいらっしゃるのか。ごみの廃棄の内容、廃棄物の種類、家庭系が多いのか、あるいは事業者が投げる事業系といいますか、そういうものが多いのか。例えば、油のついたぼろきれでありますとか、そういうものなんかも入っているというふうになりますと、それは事業系かななんでも思うんだけど、こういうごみの不法投棄の実態、今年の状況はどうなっているのかお示しをいただきたいと思っております。

また、発生した場合の対応はどうしているのか。これは、不法投棄というのは法律に違反して、罰則もこれはきちと重い罰則が科せられることになって、罰金も相当な罰金を取られるというのが不法投棄の罰則の規定だと思うんだけど、これらについてはどういうふうにな

っているのか。

あるいはまた、市に投棄をされていると通報した場合、市としてはどう対応するのか。お聞きをすると、それは市の仕事というよりも警察の対応だから、警察にそれは被害届を出しなさいというような、そういう冷たい姿勢を市はおとりになるのか。市の対応について、きちんと市民に知らしめるべきだと思うのです。

それから、この不法投棄の防止対策、やはり市ではそういうパトロールをする、あるいは自治会の皆さんにも、これからごみの問題でも、リサイクルセンターの問題を含めていろいろな懇談会も行われると思うので、ぜひ市民にも広報での啓発でありますとか、そういう懇談会の場でも不法投棄に対する市民の関心を、そしてそれをなくしていく、そのために努力を図っていただきたいと思うのであります。

昨年からそういうごみの捨てられるような感じの場所に監視カメラも設置したということなんでしょう、それはどこに設置してあるのですかと聞いてもいいんですけども、そうするとそこには投げないから、カメラ設置中なんていうのは至るところに立てておいて、それはうその立て方になるかね。そういう設置なんかも市は試みたことがあるんですけども、こういう監視カメラなんかはどんな効力を発揮したのでしょうか。そして、今年はこの監視カメラの設置なんかは考えていないのかどうか。

そして、不法投棄というのは、単なる土別だけではなくて、いろいろな近隣を含めて広域的にも行われると思いますので、広域的な連携をとって、この地域での不法投棄をなくしていくように今後取り組みを強めていただきたい、こう思うんですけども、この点も答弁を求めています。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 大崎市民部長。

○市民部長（大崎良夫君）（登壇） 斉藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、不法投棄の現状であります、国においても産業廃棄物処理法の規制が強化され、市でもさまざまな対策を講じておりますけれども、一部の心ない人たちによる市内の道路、河川敷、空き地などへの不法投棄は依然として後を絶たないのが現状であります。

そこで、本市の不法投棄の発生状況であります、ポイ捨てを除き、市において把握、調査した件数としましては、平成22年度9件、7,350キログラム、23年度は16件、1,326キログラムで、24年度につきましては8件、625キログラムと、ここ数年では最も少ない件数及び投棄量となったところであります。ただ、国・道・事業者あるいは個人において直接処理される場合や未発見の事例も潜在することから、減少傾向との判断はできないものと考えております。

昨年度は抑止効果が高いとされる監視カメラを環境事務所からの貸与を受け設置したこともあり、また、設置についての広報も行ったことから一定程度の抑止効果があったものと判断しているところであります。

発生場所の傾向としては、ほぼ全ての事件において、道路が整備された山合いの河川、山林周辺で発生しており、人目につきにくい場所で車をとめ、そのまま投げ捨てた状況にあります。

廃棄物の内容としましては、テレビや冷蔵庫などの家電製品の投棄が最も多く、次いで廃タイヤ、未分別の生活ごみ、事業系としては建築廃材のほか、現場事務所の引き払い時と思われるものなどがあり、今年度につきましても、雪解け時期から現在までに4件、推定150キログラムの不法投棄を発見しており、家電製品が目立つ状況となっております。

次に、発生後の市の対応についてであります。

いずれの事件につきましても、地元警察署と連携協力の中で原因者の特定、摘発に努めており、過去においても生活系ごみの不法投棄について検挙されたケースがあります。不法投棄は犯罪であり、廃棄物処理法において厳しい罰則が定められており、廃棄物の投棄禁止違反の場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金となっており、法人の場合は3億円以下の罰金と定めているところであります。

また、ポイ捨てについても、過去にはコンビニ弁当の空き容器などを市内においてポイ捨てを繰り返していた運転手を特定できたことから、勤務する事業所とあわせてポイ捨て禁止条例による文書指導を実施し、その後、原因者の事業所において市内各所でごみ拾い活動を実施した事例があります。

次に、投棄された廃棄物の処理についてであります。

本市においては、士別市廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の中で処理について定めており、土地の所有者等は、その土地に廃棄物が捨てられないように囲いを設けるなど適正な管理をしなければならないとしているほか、その廃棄物をみずからの責任で処理しなければならないことを規定しており、原則的に土地の所有者等に処理をお願いしているところであります。

しかしながら、市及び警察が調査、捜査のため回収を行う場合のほか、状況により、廃棄物の量が多量で個人での処理が困難な場合や、著しく環境、景観等を損ない、他の不法投棄を誘発するおそれがある場合に、市において回収・処分を行っているところであります。

次に、不法投棄防止対策にかかわる広域的な取り組みについてであります。

多くの不法投棄事件において、その原因者は居住する市町村以外に投棄するケースが多く、各市町村単独の対策では抑止効果が不十分な状況もあり、こうしたことから、国はこれまで、不法投棄の罰則強化や不法投棄ホットラインの開設のほか、全国ごみ不法投棄監視ウィークを設け、陸・海・空一斉パトロール、全国自治体と連携した集中パトロールの実施などさまざまな対策を講じております。

上川管内においても、国・道・市町村・北海道警察で構成する上川地域廃棄物不法処理対策戦略会議を設置し、一斉パトロール、路上検問、産廃施設立入調査のほか、ヘリコプターによる空からの不法投棄調査なども実施し、今年5日には、環境の日の取り組みとして上川管内一斉のパトロールを実施し、不法投棄の抑制と発見に取り組んでいる状況にあります。

本市の対策としましては、これまでもパトロール強化、監視看板の設置や広報紙・ホームページ・防災無線による啓発、ごみ減量化懇談会の中でも協力要請を行っているところであります。

す。しかし、不法投棄の多くが人目のつかない山奥や夜間に行われており、原因者の特定が難しい実情にありますので、昨年を引き続き、監視カメラを国の環境事務所から貸与を受け設置するほか、今年度においては監視カメラメーカーが自治体向けに一定期間無償貸し出しを行う事業も予定されており、これらを活用した中で抑止効果を図るとともに、導入についても検討したいと考えております。

今後におきましても、不法投棄が犯罪であることを啓発し、ごみを捨てづらい環境づくりに努めるとともに、速やかな情報提供を市民の方にお願するなど、きれいなまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 齊藤議員。

○18番（齊藤 昇君） 今、答弁にございましたけれども、平成22年度の9件で7,350キログラム、これはとてつもない多さではないかと思うんです。23年度は16件で1,326ですから、24年度は8件で625キログラムと言っているわけだから、この7,350キログラムというのは主にどんなごみがあったのでしょうか。

○副議長（岡崎治夫君） 大崎部長。

○市民部長（大崎良夫君） 齊藤議員の再質問にお答えをいたします。

平成22年度の9件の中で7,350キログラムと、23年、24年と比較しますと相当多い投棄量であります。この中身としましては、温根別地区で企業さんが誘致している試験場があるんですが、その敷地内に建築廃材が捨てられたというような状況がございます。

これにつきましては警察とも協力する中で調査をしたところでありまして、まだ摘発には至っていないという状況であります。ただ、この投棄されたごみの処理につきましては、管理をしている企業のほうで処理をしたというふうにお聞きをしているところであります。

以上です。

○副議長（岡崎治夫君） 齊藤議員。

○18番（齊藤 昇君） それから、もう1点は、結局、士別市のこれに関する条例、これで土地の所有者等は、その土地に廃棄物が捨てられないように囲いを設けるなど適正な管理をしなければならないとしている。そのほか、廃棄物をみずからの責任で処理しなければならない、こう規定しているんだけど、そうすると投げられ損、投げられた人がですよ、それを持ってきて自分の土地に置かれたんだから、それを全部分別をして、そしてごみに出さなければいけないと。だから、警察に届けばいいんだというだけでなくて、そういう相談があったときに、市も警察ともぜひ協力関係をきちっと結んで、そういう市民の声に答えるようにしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（岡崎治夫君） 大崎部長。

○市民部長（大崎良夫君） ただいまの齊藤議員のほうからも御指摘がありましたとおり、市民の情報を得る中で原因者特定を考えておりますし、例えば、市の条例の中で囲いを設けるとい

ような表現がされておりますけれども、これは例えば自分の、一般的な空き地的なものに囲いということで、実際、山林原野ですとかなかなかそういう広大なところに囲いをつけるというのは現実的ではないかなというふうに思いますけれども、基本的には土地の管理者が適正な管理に努めていただくということを条例の中でも規定しているところでございます。

今、斉藤議員の言われたとおり、廃棄物の投棄については重要な犯罪でありますし、こういった意味も含めまして、いろいろな機会を通じまして、市民の方に情報提供を含めて御協力をいただきたいと思っております。

それと、先ほど誘致した企業の用地に不法投棄ということで、あくまでも誘致した企業の敷地内ということで答弁をさせていただきたいというふうに思います。

企業の、その敷地内については、その企業とは全く関係のない、士別以外からの原因者ということで警察のほうからはお聞きをしています。

○18番（斉藤 昇君） 終わります。

○副議長（岡崎治夫君） これにて一般質問を終結いたします。

---

○副議長（岡崎治夫君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、あすは午後1時から会議を開きますので、御参集をお願いいたします。

本日は御苦労さまでした。

（午後 2時12分散会）